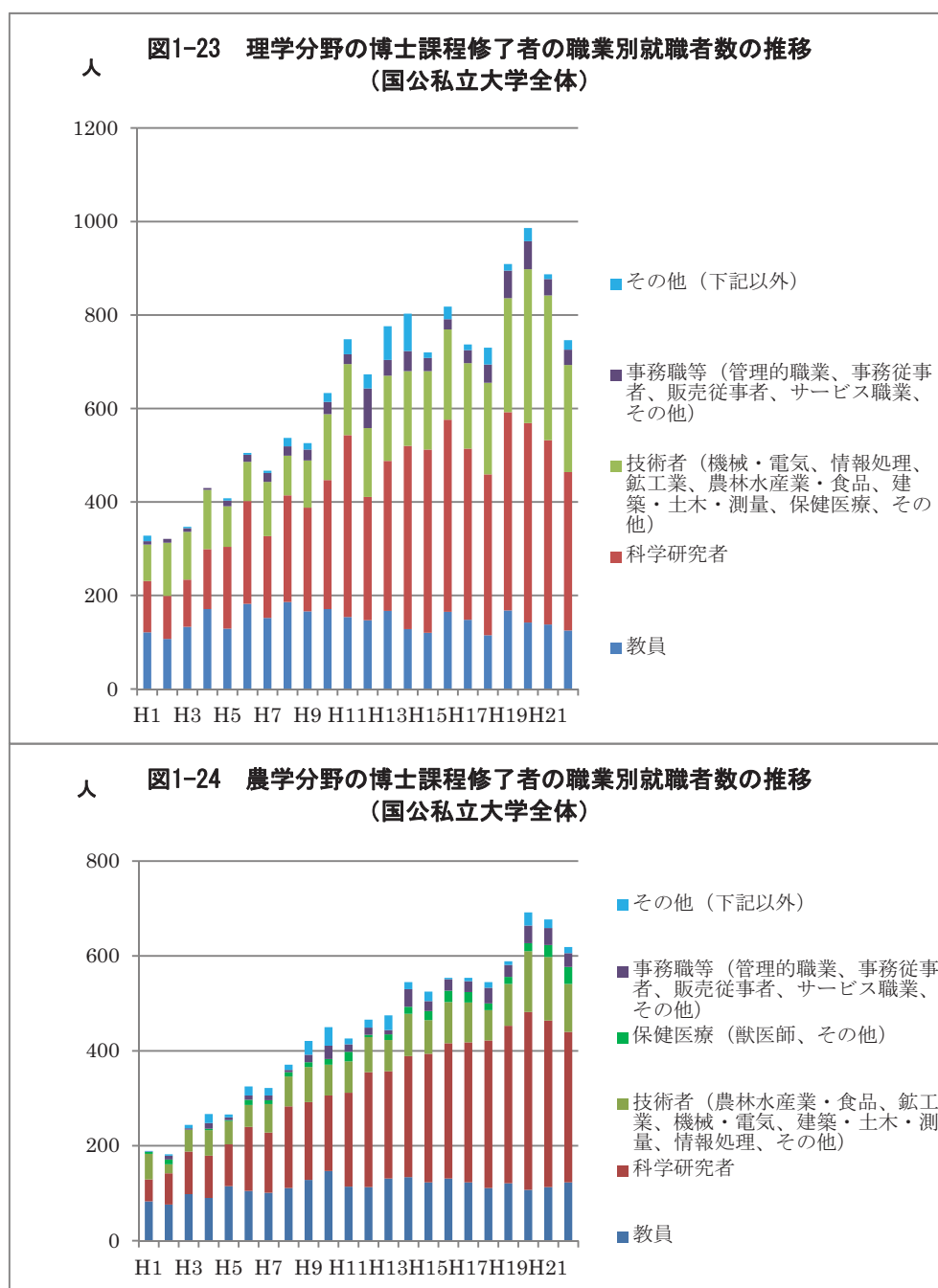


基本計画の期間中のみを見ても理学及び農学分野の傾向は明確でないため、改めて両分野の「就職者」（ただし国公立大学全体）に着目して、その内訳について平成元年以来の推移を見てみた。すると、長期的傾向としては両分野とも「教員」（注1）及び「科学研究者」（注2）以外の、ノンアカデミックポストが増加する傾向にあることが分かるが、その変化は緩やかであり、工学や保健分野と比較してアカデミア（「教員」＋「科学研究者」）に進む者が多くを占めている状況にある。（国公立大学全体の平成22年実績で理学分野が62.2%、農学分野が71.1%であり、これに対して工学分野は56.1%、保健分野は31.9%であった。）

（注1）その殆どが大学教員であると思われる。

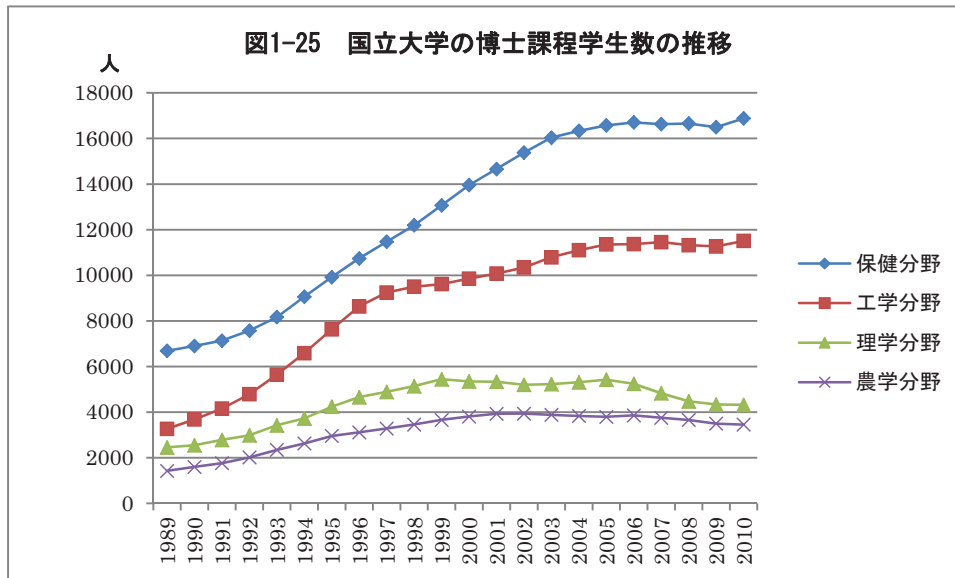
（注2）その多くがポストドクター等であると思われる。



（出典）文部科学省「学校基本調査」に基づき内閣府作成

景気の影響等も考慮する必要があるが、全般的な状況としては、かつてに較べて顕著に増加した博士課程修了者をアカデミアだけでは吸収できない中で、アカデミア以外に就職する者が十分に増加しないことが理学及び農学分野の修了者の就職率を低迷させていると考えられる。

図 1-25 に見るように、近年いずれの分野でも博士課程の学生数は増加していないが、特に理学及び農学の両分野においては学生数の減少傾向が見られている。こうした状況に関して、両分野での修了後の進路の見通しの厳しさが一定の影響を及ぼしている可能性が伺われる。



(出典) 文部科学省「学校基本調査」に基づき内閣府作成

1. 2 産学官の連携推進等

1. 2. 1 イノベーションを生み出すシステムの強化

①産学官の持続的・発展的な連携システムの構築

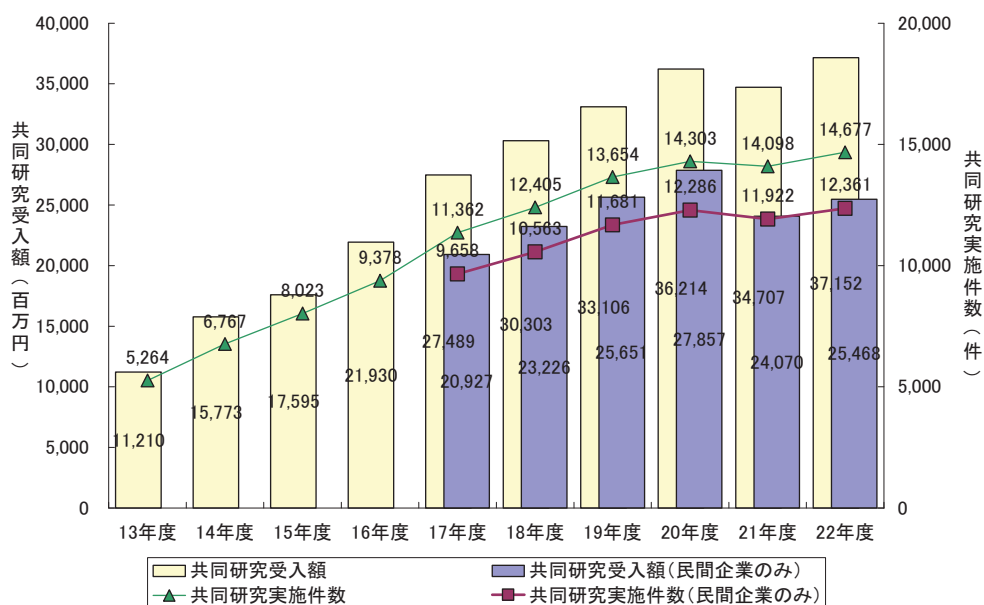
「厳しい国際競争の中、独自の研究成果から絶えざるイノベーションを創出していかなければならない我が国にとって、産学官連携は、その実現のための重要な手段であり、持続的・発展的な産学官連携システムを構築する。」(第3章2.(3)②)

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校機構（以下、「国立大学等」と記載）の共同研究実施件数は、平成13年度の5,264件から平成22年度は14,677件と2.8倍、共同研究受入額は112億円から372億円と3.3倍、受託研究実施件数は5,701件から11,208件と2.0倍、受託研究受入額は351億円から1,298億円と3.7倍に伸びている。

民間企業だけに限ってみると、共同研究実施件数は平成17年度の9,658件から平成22年度は12,361件と1.3倍、共同研究受入額は209億円から255億円と1.2倍、受託研究実施件数は1,548件から1,848件と1.2倍に伸びているものの、受託研究受入額は40億円から38億円と減少している(図1-26及び1-27)。

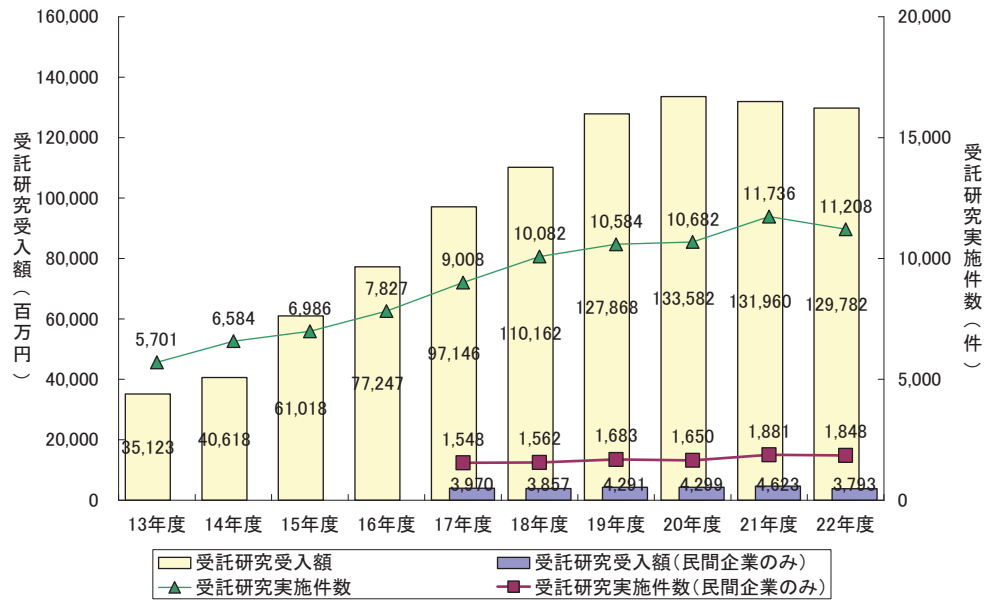
受入額の推移をみると、共同研究は概ね増加傾向、受託研究は概ね増加傾向にあるが平成19年度からは同程度で推移している。

図1-26 共同研究受入額・実施件数の推移
(国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構)



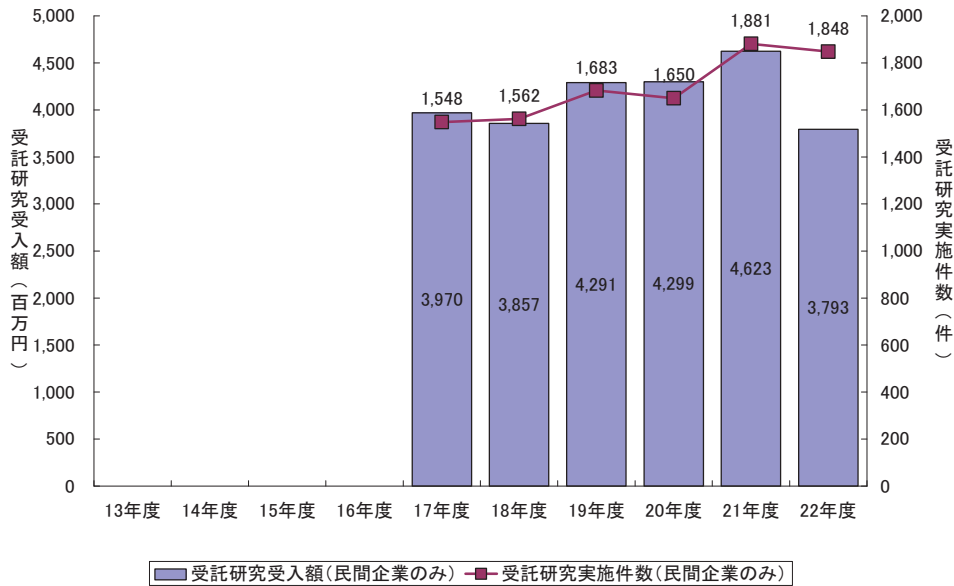
(出典) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況調査」に基づき内閣府作成

図 1-27 受託研究受入額・実施件数の推移
(国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構)



(出典) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況調査」に基づき内閣府作成

図 1-28 受託研究受入額・実施件数の推移 [民間企業のみ]
(国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構)



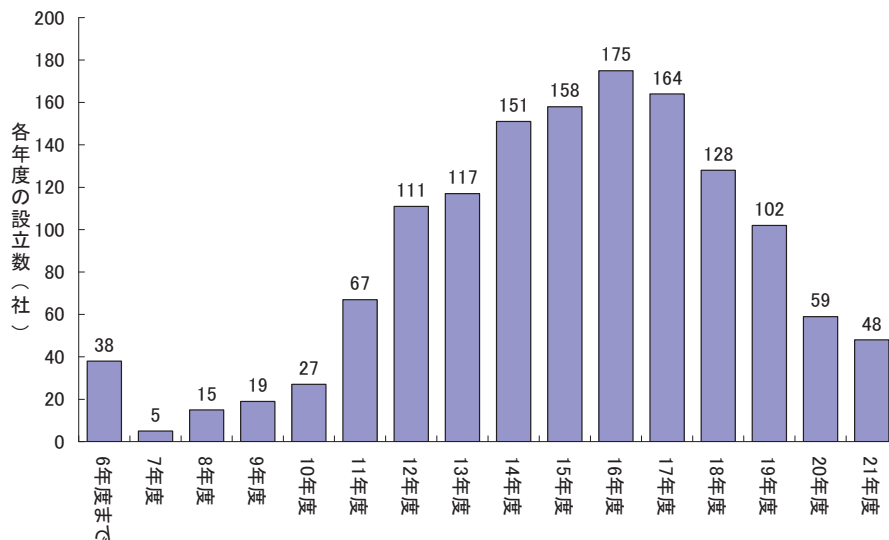
(出典) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況調査」に基づき内閣府作成

②研究開発型ベンチャー等の起業活動の振興

「大学発ベンチャーをはじめとする研究開発型ベンチャーは、イノベーションの原動力として、新産業の創出や産業構造の変革、大学等の研究成果の社会還元に必要な役割を担うべき存在である。このため、企業活動に係る環境整備を推進するとともに、技術面、資金面、人材面、需要創出面など包括的な研究開発型ベンチャー支援策の強化を図る。特に、大学発ベンチャーについては、その創出支援を引き続き行うとともに、創出されたベンチャーが成長・発展するよう競争的に支援する。」（第3章2.（3）④）

国立大学発のベンチャー企業数を設立年度別に見ると、平成16年度まで右肩上がりであったがその後は減少傾向にあり、第3期科学技術基本計画中（平成18年度～）は毎年減少している（図1-29）。

図1-29 大学発ベンチャーの設立数の推移（国立大学）



（出典）文部科学省 科学技術政策研究所 調査資料200に基づき内閣府作成

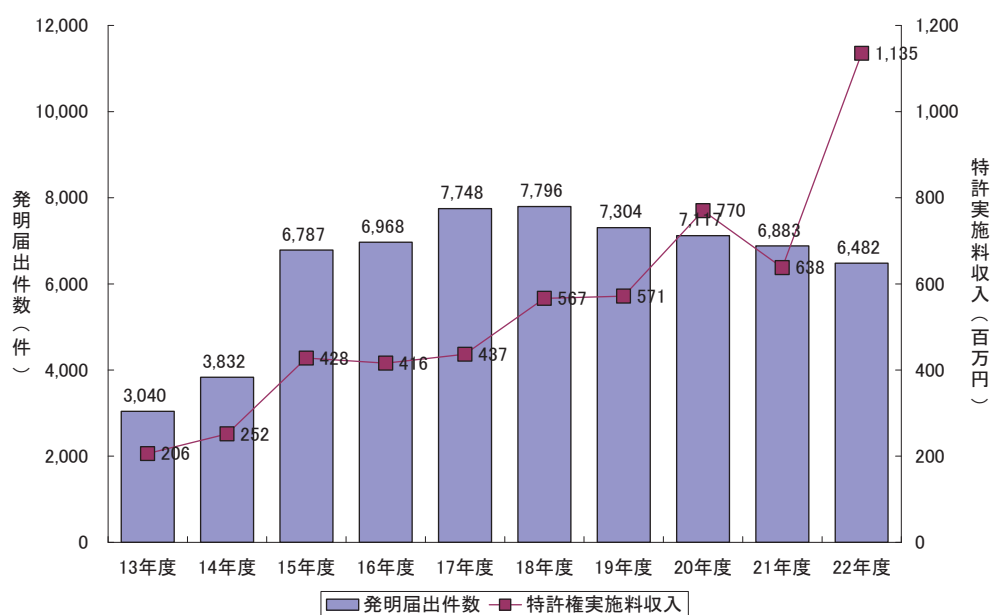
1. 2. 2 知的財産の創造・保護・活用

「大学等は、優れた知的財産について国内外を問わず適切に権利を取得し活用していくことが重要であり、国は大学等の戦略的な取組を支援する。」(第3章3.(3))

国立大学等における発明届出件数は、平成13年度から平成18年度にかけて増加傾向であったが、その後徐々に減少している。

特許権実施料収入は平成13年度以降総じて増加傾向を示しているが(図1-30)、特許の取得・維持に関する費用については掲載できる公的なデータが存在しない。

図1-30 発明届出件数・特許実施料収入の推移
(国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校)



(出典) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況調査」に基づき内閣府作成